



平成27年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社カノークス  
代 表 者 名 代表取締役社長 木下幹夫  
(コード番号8076 名証第2部)  
問い合わせ先 取締役総務人事部長 河辺道雄  
TEL. (052) 564-3524

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の第87回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 単元株式数の変更

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更いたします。

##### (2) 発行可能株式総数の変更

本総会に付議する株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を38,886千株から19,443千株に変更いたします。

##### (3) 剰余金の配当等の決定機関に関する規定の新設

機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう規定を新設し、併せて新設規定と重複する現行定款規定を削除するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月25日（木）
定款変更の効力発生日	平成27年6月25日（木）
	（第6条及び第7条の変更は平成27年10月1日（木））

#### 4. その他

本日別途、「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は3,888万6,000株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第9条 ～ 第42条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金) 第43条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株主質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という）を支払う。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>1,944万3,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第<u>8</u>条 ～ 第<u>41</u>条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

<p>(配当金の除斥期間) 第44条 (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p><u>第6条及び第7条の変更は、平成27年開催の 定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の 効力が発生することを条件とし、平成27年10 月1日をもって当変更の効力が発生するもの とする。なお、本附則は当該変更の効力が発 生した日の翌日を持って削除する。</u></p>
-----------------------------------	---

以上